

# 親権制限事件の動向と事件処理の実情

平成26年1月～12月

平成27年12月4日改訂

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成26年1月から12月までの1年間における全国の家庭裁判所の親権制限事件（親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判事件）の動向並びに親権喪失及び親権停止の審判事件の事件処理の実情を取りまとめたものである。

第1の事件の動向については、司法統計に基づいており、第2の事件処理の実情は、当局実情調査の結果に基づく概数である<sup>1 2</sup>。ただし、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

○ 平成27年12月4日改訂箇所

3頁の右の円グラフの標題を「親権喪失」から「親権停止」に訂正した。

---

1 申立て時の事件の種類に基づいて集計する司法統計と異なり、実情調査は終局時の事件の種類に基づいて集計するため、申立ての趣旨の変更などにより、件数が司法統計と一致しないことがある。

2 事件数は、子を基準（子一人につき1件）としているが、一人の子につき、親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する親権者が二人いる場合には、2件となる。

## 目 次

第 1	事件の動向（平成 2 6 年・司法統計）	
1	新受件数（資料 1）	1
2	既済件数及び終局結果の内訳（資料 1）	1
第 2	事件処理の実情（平成 2 6 年・実情調査）	
1	申立人の属性（資料 2）	3
2	親権を喪失し，又は停止される親権者の属性 （資料 3）	4
3	子の性別と年齢（資料 4）	5
4	終局結果（資料 5， 6， 7）	6
5	認容原因（資料 8）	8
6	認容事案における親権を喪失し，又は停止される親権者の属性 （資料 9）	9
7	審理期間（資料 1 0）	1 0



(参考)

○ 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判事件について

親権喪失の審判（民法第834条）

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

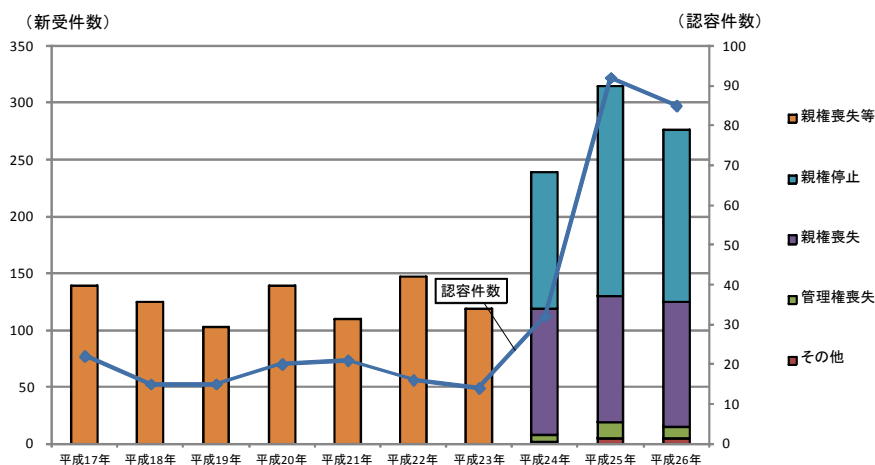
親権停止の審判（民法第834条の2）

父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。

家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。

管理権喪失の審判（民法第835条）

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。



## 第2 事件処理の実情（平成26年・実情調査）

親権喪失の審判の終局事案124件及び親権停止の審判の終局事案156件を分析した結果は、次のとおりである。

### 1 申立人の属性（資料2）

#### (1) 親権喪失の審判（終局事案124件の内訳）

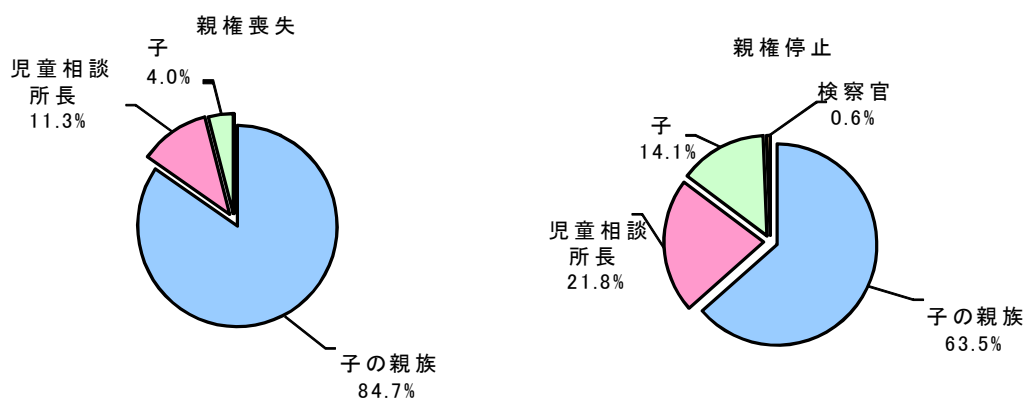
子の親族による申立てが105件（84.7%）、児童相談所長による申立てが14件（11.3%）、子による申立てが5件（4.0%）となっている。

#### (2) 親権停止の審判（終局事案156件の内訳）

子の親族による申立てが99件（63.5%）、児童相談所長による申立てが34件（21.8%）、子による申立てが22件（14.1%）、検察官による申立てが1件（0.6%）となっている。

### 資料2 申立人の属性

	子の親族	児童相談所長	子	検察官	合計
親権喪失	105	14	5	0	124
親権停止	99	34	22	1	156



## 2 親権を喪失し、又は停止される親権者の属性（資料3）

(1) 親権喪失の審判（終局事案における親権を喪失する親権者124人の内訳）

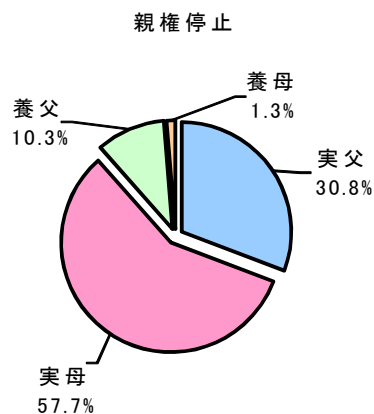
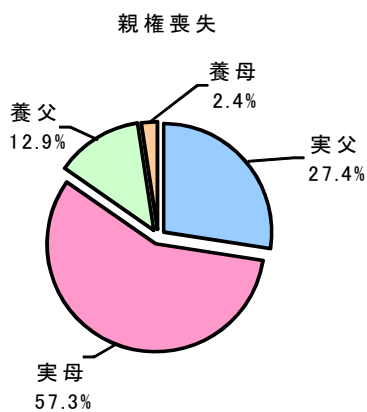
実父が34人（27.4%）、実母が71人（57.3%）、養父が16人（12.9%）、養母が3人（2.4%）となっている。

(2) 親権停止の審判（終局事案における親権を停止される親権者156人の内訳）

実父が48人（30.8%）、実母が90人（57.7%）、養父が16人（10.3%）、養母が2人（1.3%）となっている。

資料3 親権を喪失し、又は停止される親権者の属性

	実父	実母	養父	養母	合計
親権喪失	34	71	16	3	124
親権停止	48	90	16	2	156



### 3 子の性別と年齢（資料4）

#### (1) 親権喪失の審判（終局事案の子105人の内訳）

子の性別は、男子が52人（49.5%）、女子が53人（50.5%）となっている。

子の年齢は、0歳以上3歳未満が10人（9.5%）、3歳以上就学前が25人（23.8%）、小学生が38人（36.2%）、中学生が21人（20.0%）、高校生・その他が11人（10.5%）となっている。

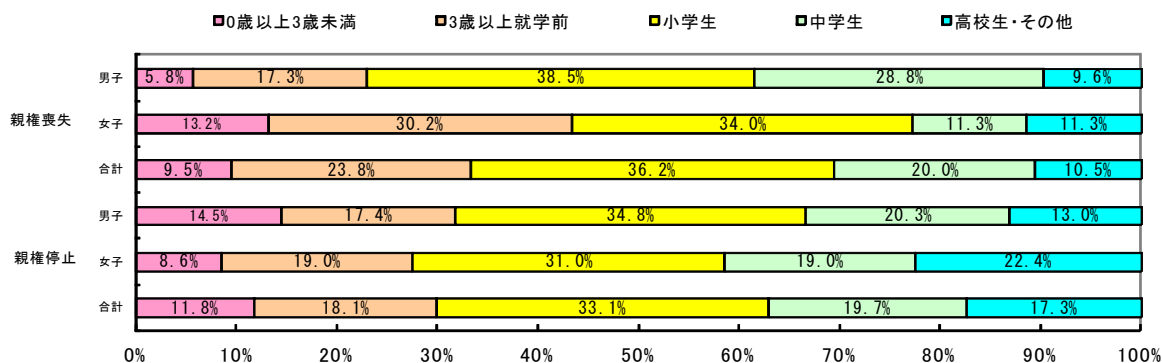
#### (2) 親権停止の審判（終局事案の子127人の内訳）

子の性別は、男子が69人（54.3%）、女子が58人（45.7%）となっている。

子の年齢は、0歳以上3歳未満が15人（11.8%）、3歳以上就学前が23人（18.1%）、小学生が42人（33.1%）、中学生が25人（19.7%）、高校生・その他が22人（17.3%）となっている。

資料4 子の性別と年齢

		0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	男女比率
親権喪失	男子	3	9	20	15	5	52	49.5%
	女子	7	16	18	6	6	53	50.5%
	合計	10	25	38	21	11	105	100.0%
親権停止	男子	10	12	24	14	9	69	54.3%
	女子	5	11	18	11	13	58	45.7%
	合計	15	23	42	25	22	127	100.0%





#### 4 終局結果（資料5，6，7）

##### (1) 親権喪失の審判（終局事案124件の内訳）

認容が29件，却下が16件，取下げが74件，その他が5件となっている。

##### (2) 親権停止の審判（終局事案156件の内訳）

認容が40件，却下が29件，取下げが83件，その他が4件となっている。

親権停止期間は，1か月以上1年未満が2件，1年以上2年未満が2件，2年が36件となっている。

##### 資料5 終局結果(実情調査)

	認容	却下	取下げ	その他の既済	合計
親権喪失	29	16	74	5	124
親権停止	40	29	83	4	156

##### 資料6 親権停止期間

停止期間	1か月未満	1か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年
件数	0	2	2	36
割合		5.0%	5.0%	90.0%



資料7 申立人の属性別終局結果

	申立人属性	認容	却下	取下げ	その他の既済	合計
親権喪失	子の親族	19	15	66	5	105
		18.1%	14.3%	62.9%	4.8%	
	児童相談所長	8	0	6	0	14
		57.1%		42.9%		
	子	2	1	2	0	5
		40.0%	20.0%	40.0%		
親権停止	子の親族	17	19	59	4	99
		17.2%	19.2%	59.6%	4.0%	
	児童相談所長	18	4	12	0	34
		52.9%	11.8%	35.3%		
	子	5	6	11	0	22
		22.7%	27.3%	50.0%		
	検察官	0	0	1	0	1
				100.0%		

## 5 認容原因<sup>4</sup>（資料8）

### (1) 親権喪失の審判（認容事案29件の認容原因）

身体的虐待が7件、性的虐待が4件、ネグレクトが11件、心理的虐待が4件、その他親権の行使が著しく困難又は不適當が4件となっている。

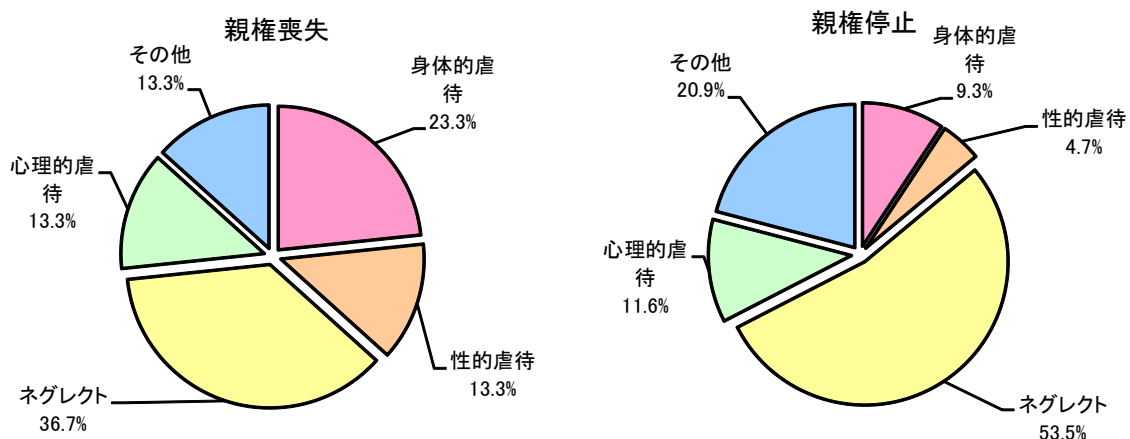
### (2) 親権停止の審判（認容事案40件の認容原因）

身体的虐待が4件、性的虐待が2件、ネグレクトが23件、心理的虐待が5件、その他親権の行使が困難又は不適當が9件となっている。

なお、ネグレクト23件のうち、少なくとも11件については、医療ネグレクトを原因とするものである。

資料8 認容原因

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
親権喪失	7	4	11	4	4
親権停止	4	2	23	5	9



4 同一事件について、複数の認容原因が存在することもあるため、認容原因の合計と認容件数は必ずしも一致しない。

6 認容事案における親権を喪失し，又は停止される親権者の属性（資料9）

(1) 親権喪失の審判（認容事案29件における親権を喪失する親権者の属性）

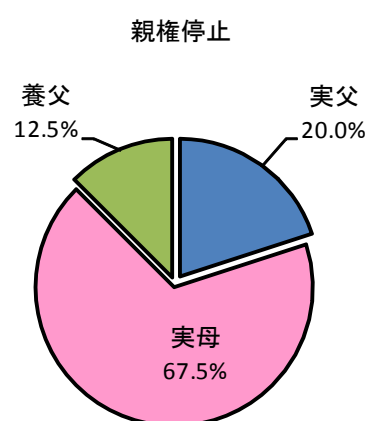
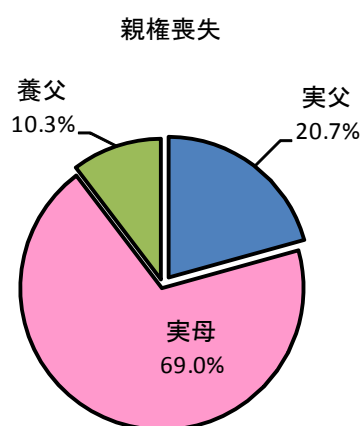
実父が6人（20.7%），実母が20人（69.0%），養父が3人（10.3%）となっている。

(2) 親権停止の審判（認容事案40件における親権を停止される親権者の属性）

実父が8人（20.0%），実母が27人（67.5%），養父が5人（12.5%）となっている。

資料9 認容事案における親権を喪失し，又は停止される親権者の属性

	実父	実母	養父	養母	合計
親権喪失	6	20	3	0	29
親権停止	8	27	5	0	40



## 7 審理期間（資料10）

### (1) 親権喪失の審判（終局事案124件の内訳）

2か月以内に29.8%の事件が、3か月以内に46.0%の事件が終局している。

### (2) 親権停止の審判（終局事案156件の内訳）

2か月以内に34.0%の事件が、3か月以内に56.4%の事件が終局している。

資料10 審理期間

	1月以内	1月超 2月以内	2月超 3月以内	3月超 4月以内	4月超 5月以内	5月超 6月以内	6月超	合計
親権喪失	15	22	20	1	9	15	42	124
親権停止	20	33	35	15	7	14	32	156

